

T P P 協定交渉参加に向けた「関係国との協議開始」に関する要望意見書（案）

野田総理大臣は 11 月 11 日、「T P P 協定交渉参加に向けて関係国との協議を開始する」と表明しました。

畑作、酪農、畜産などの農林水産業を基幹産業とする十勝において、関税撤廃を原則とする T P P 協定が締結され、何ら対策がなされなかった場合には、農林水産業のみならず、食品加工業や運輸、観光等関連産業を含め 5 千億円を超える損失と 4 万人の雇用が失われると予想される。これは十勝の地域経済の根幹をおびやかすものであり、地域そのものが立ちゆかなくなる恐れがある。また、日本の食料自給率低下を招くことも懸念され、わが国の食料安全保障を根底から揺るがすことになる。

さらに医療、公共事業、金融、食の安全、雇用など様々な分野に影響が及ぶ可能性があり、国民生活の根幹にもかかわる問題である。

このため、多くの国民や道民、地方議会と自治体首長、国会議員も T P P 協定交渉への参加に反対・慎重な対応を強く求めている。

こうした中で、国民に対して情報提供がなされず、国民合意がないまま、交渉参加に向けた関係国との協議の開始を総理大臣が表明したことは極めて遺憾である。

よって、国においては、T P P 協定が地方の産業と国民生活に及ぼす影響などについて十分な情報提供とあわせて、国民的な議論を行うとともに、引き続き、道民・国民合意のないまま、関税撤廃を原則とする T P P 協定には参加しないことを重ねて強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 23 年 1 2 月 日

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣
経済産業大臣、農林水産大臣 様

北海道士幌町議会議長 加納 三司